

大情審答申第 344 号
平成 25 年 8 月 2 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年5月30日付け大建第35017号及び平成25年1月11日付け大住吉市民第199号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年4月9日付け大建第35000号により行った不存による非公開決定（以下「本件決定1」という。）に対する異議申立て及び平成24年11月26日付け大住吉市民第180号により行った不存による非公開決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1及び本件決定2を総称して「本件各決定」という。）に対する異議申立ては、いずれも異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、実施機関は却下すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成24年3月28日、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、別表1の（あ）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求1」という。）を行い、また、異議申立人は、平成24年11月12日、同条に基づき、実施機関に対し、別表2の（あ）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件請求1に係る公文書（以下「本件文書1」という。）を保有していない理由を別表1の（い）欄のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定1を行い、また、実施機関は、本件請求2に係る公文書（以下「本件文書2」という。）を保有していない理由を別表2の（い）欄のとおり付して、同項に基づき、本件決定2を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年5月1日、本件決定1を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第6条第1号に

基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て1」という。）を行い、また、異議申立人は、平成24年12月14日、本件決定2を不服として、実施機関に対して、同号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て2」といい、本件異議申立て1及び本件異議申立て2を総称して「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

- (1) 公務員は明文化された事しかできないのではないのか。明文化された物とは、「大阪市職員服務倫理規範（平成22年7月施行）」及び「大阪市職員服務ハンドブック（平成22年7月より全職員に周知）」等であり、その中に「庁舎内で勤務時間中の市民対応時は名札を着用しなければならない」、「私たちは常に公務にふさわしい服装を心掛け、スリッパ履きで庁舎内を行き来すること～厳に慎むようにしましょう」とある。
- (2) 本件異議申立て1の主旨は明文化された決まり事すら守られていないという事である。決まりを破るなら、説明責任という観点からその言い訳のための文書は作成しなければならないのではないのか。
- (3) 本件異議申立て1に対する実施機関の言い訳は次の2点しかない。1つは、管理職が職場の乱れを黙認してきたことを認める（管理職の事なかれ主義）。もう1つは、服務規律など無視するとした不文律を認める（係員のわがまま・治外法権）。
- (4) 最後に、本件異議申立て1の趣旨は当該公文書をそもそもなぜ作成しなかったのかという事であり、その詳細な説明を求めるという事である。

2 本件決定2について

- (1) 異議申立人が使用した表現を差別的表現とするのなら、私見ではなく、差別的表現とは何をさしているのか大阪市が決めたものを示すべきである。差別的表現を列記すべきである。説明すべきである。
- (2) 日本国憲法は表現の自由を保障している。そして本件決定2は「大阪市職員基本条例」第4条第4項「職員は、市政の透明性の確保に努めるとともに、自らの職務に関し説明責任を果たすよう努めなければならない」に違反している。その上、同第6条第1項の管理監督者の責務にも違反している。
- (3) 住吉区役所市民協働課長が嫌いな言葉には、異議申立人が使用した表現以外にも、「給料ドロボウ」、「ミスの繰り返し」、「無能」、「話が長い」、「結論がない」等がある。
自身に言われたくない言葉を差別的表現と決めつけ排除するなら、当該課長の行為を何と言えば良いのか、何と言ってその者に気付かせれば良いのか。
- (4) 市内各図書館に広辞苑は配架されており、その中に異議申立人が使用した表現の様な用語が載っているのなら、有害図書として撤去すべきではないのか。
異議申立人が使用した表現を、当該課長がなぜ差別的表現としたか何ら説明がないがこれで良いのか。

(5) 当該課長の思い上がり（何様か？公務員様か？）で異議申立人が不快な思いをした事を特記しておく。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

職員が所有する大阪市職員サービスハンドブックに、遵守すべき具体的行動として市民対応時の名札の着用や市民が不快感を覚えるような身だしなみについては慎むよう記載されており、事業所担当全職員が承知している。また、これらの行為を免責する根拠、理由も無い。従って本件文書1は作成していない。

なお、今回市民対応時に不適切な行動等があったとの指摘を受け当該事案を契機に市民対応時の基本について職場ミーティングにより再周知を図る事とした。

2 本件決定2について

異議申立人が住吉区役所市民協働課あて出した文書中の表記について、住吉区役所市民協働課長が、異議申立人に対し送付した文書で「差別的な表現がございましたので、厳に慎んでください」と指摘したところ、異議申立人が本件請求2を行った。しかし、住吉区役所は本件文書2を作成又は保管していないことから本件決定2を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件請求1について本件文書1が存在しないことを理由に本件決定1を行ったのに対して、異議申立人は、職員が服務に関する決まりを破るのであれば説明責任という観点から本件文書1を作成すべきであるとして争っている。

また、実施機関は、本件請求2について本件文書2が存在しないことを理由に本件決定2を行ったのに対して、異議申立人は、異議申立人自身が使用した表現が差別的表現であるとするのなら、本件文書2を示すべきであるとして争っている。

したがって、本件各異議申立てにおける争点は、本件文書1及び本件文書2の存否ではなく、行服法の趣旨に鑑みた、本件各異議申立ての適法性である。

3 本件各異議申立ての適法性について

もとより、情報公開制度は、第5の1で述べたように、「公文書の公開を請求する市

民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第 20 条に規定されているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、本件各異議申立てが、行服法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

当審査会で確認したところ、異議申立ての趣旨が、本件異議申立て 1 については、実施機関の労務管理に関する不満を述べるものであり、また、本件異議申立て 2 については、自身の言葉遣いを市職員に窘められたことに関する反論であることが認められる。

そもそも情報公開制度は適正な行政運営を目指すものであるが、本件各異議申立てについては、公文書の存否を争うものではなく、実施機関の行政運営に対する自身の要望や職員からの指摘についての反論を述べているに過ぎない。

異議申立人が特定の職員を名指しした上で論難していることなどを踏まえると、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行服法第 47 条第 1 項に基づき却下すべきである。

4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

別表1

(あ)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	建設局工務課事業所担当は、なぜ各種不祥事根絶プログラムを無視して日常業務をしているのか。この行為が免責されるとした決まりが分かる全文書。
(い)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	本件文書1をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。

別表2

(あ)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	住吉区役所市民協働課長が出した文書にある「差別的な表現がございましたので、誠に謹んでください」という表記は、憲法が保障する表現の自由を無視している。故に大阪市が決めた、これが差別的な表現であると分かる全文書を求める。
(い)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	大阪市として、差別的な表現を定めたような公文書は作成しておらず、本件文書2については存在しないため。

(参考) 答申に至る経過

平成24年度諮問受理第27号及び第203号

年 月 日	経 過
平成24年5月30日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出(第27号)
平成24年6月22日	異議申立人から意見書の提出(第27号)
平成25年1月11日	諮問(第203号)
平成25年3月22日	審議(論点整理)
平成25年5月7日	実施機関から実施機関理由説明書の提出(第203号)
平成25年5月22日	審議(答申案)
平成25年6月26日	審議(答申案)
平成25年7月9日	審議(答申案)
平成25年7月22日	異議申立人から意見書の提出(第203号)
平成25年7月24日	審議(答申案)
平成25年8月2日	答申